

GLOBE

グローブ 2023年4月

113



(公財) 世界人権問題研究センター

QWRC

—さまざまな性を生きる人たちの居場所づくり—



QWRC（くおーく／Queer and Women's Resource Center）は2003年4月に大阪市に設立された性的マイノリティやその周囲にいる人たち、女性たちのためのリソースセンターです。現在は西天満と天満橋の2拠点で、多様な性を生きる人びとのためにセクシュアリティやジェンダーをテーマとして活動する個人や団体の活動をサポートしています。全国的なコミュニティとのつながりを持ち、近畿圏では「老舗」のコミュニティでもあります。

QWRCには、各地の性的マイノリティのコミュニティが発行してきたミニコミや専門書、漫画や小説などが並び、利用者は手にとって読むことができます。また、さまざまな人たちが参加できる「QWRCデー」や「QWRCナイト」のほか、23歳以下の性的マイノリティや性に関する迷いを持っている人たちを対象とした「カラフル」、さらには多様な性を生きるなか、メンタル面に悩みがある人たちのための「メンヘル！」などを開催。安心できる居場所の提供を行なっています。

近年は、LINE相談やシェアハウスの運営など、性的マイノリティや性に迷いを持つ人たちの「居場所」を広げています。2022年に開設された「プライドセンター大阪」（天満橋）の拠点では、障がい児・者の相談とLGBTQの相談も始まっています。

公式サイト <https://qwrc.jimdofree.com>

GLOBE

GLOBE No. 113 2023.4 目次

グラビア	QWRC
連載	—さまざまな性を生きる人たちの居場所づくり—……………(表紙裏)
外部寄稿	新・世界の人権はいま
エクスパート コメント	—普遍的定期審査の現場から—(その三)……………坂元 茂樹
研究報告	現代都市の課題と京都市レジリエンス戦略……………藤田 裕之
研究報告	ドイツ・連邦司法庁訪問記……………毛利 透
研究報告	ヘイトスピーチ条例に基づく
研究報告	「氏名又は名称」の公表について……………島村 健
研究報告	アメリカの強制収容所での
研究報告	日系移民調査と部落差別……………廣岡 浄進
研究報告	英国における学校内ソーシャルワーカー配置の試行……………惣脇 宏
研究報告	社会調査における性別聴取の現状とこれから……………釜野さおり
研究報告	「人権デューデリジエンス」の義務化
事業報告	サプライチエーンでの人権保障という
事業報告	実効性からの問題提起……………菅原 絵美
研究員紹介	「身体」から考える人権(誌上ワークショップ)……………渡辺 毅
事業案内	研究部門の紹介……………
お知らせ	二〇二三年度人権大学講座開催日程……………
	センターの移転について……………(裏表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」…作品名「大阪日本万国博覧会 1970 年」
■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構) 提供 山川 隆晟 1992 年生まれ

新・世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その三)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

これまで二回に及ぶ普遍的定期審査（UPR）でさまざまな勧告を受けた日本は、第三回UPRまでに人権の分野でどのような進捗を示したのであるか。

二〇一七年一月一日の対日審査に先立ち、岡村善文政府代表（人権担当大使）は、日本が対話と協力を基本理念とするUPR制度を重視し、二〇一二年の第二回審査で、計一二五の勧告のフォローアップを受け入れたことを明らかにした。同時に、この五年の間で、四つの人権関連条約を締結したことが報告された。

具体的には、二〇一四年一月に、障害者権利条約と国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条

約）を、二〇一七年七月には国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）および人身取引議定書を日本は締結した。こうした条約締結に伴う国内実施のために、日本は二〇一六年四月に障害者差別解消法を施行し、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を規定した。二〇一六年は、日本にとっていわゆる人権三法と呼ばれるヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が成立した重要な年である。

これら人権三法は、罰則規定のない理念法の性格をもつ。たとえば、ヘイトスピーチ解消法は、その第三条で、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」との基本理念を定めているにすぎない。また、部落差別解消法も、その第二条で、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」との基本理

念を定めているにすぎない。被差別者の差別されない権利ではなく、国民の理解の増進として問題が捉えられ、差別禁止に踏み込んでいない。

現在、国会でLGBTQなど性的少数者を巡る議論が活発化している。欧州連合（EU）は、二〇〇〇年に制定した基本権憲章で「性的指向などを理由とする差別の禁止」を明記している。他方、日本では、超党派でまとめられた「性的指向または性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（LGBT理解増進法案）」について、第九条の条文の表題に「行政機関等における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止」が用いられていることに与党の反発があるとされ、成立の見通しは明らかではない。しかし、第九条の規定そのものは、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向又は性自認を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定するに止まっている。理念法であることは、第一条で「この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政

機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資することを目的とする」との規定に明らかである。

岸田文雄総理は、二月一七日にLGBT当事者と面談し、荒井勝喜前総理秘書官の差別的発言（たとえば、「見るのも嫌だ」との発言）をお詫びした。しかし、お詫びに止まらず、当事者の思いが法律案に反映されるよう努力していただきたい。障害者差別解消法第九条第二項は、国等職員対応要領として、「国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定する。地方公共団体等職員対応要領第一〇条も同じ内容である。これらの規定は、「私たち抜きに私たちのことを決めるな」という障害者権利条約の精神が反映されており、同趣旨の規定をLGBTの関連法の際には盛り込んでもらいたい。

なお、次号では第三回UPPRの内容をご紹介します。

現代都市の課題と 京都市レジリエンス戦略



レジリエント・シティ京都市統括監
元京都市副市長

藤田 裕之

一 レジリエンスとは何か

近年、SDGs（持続可能な開発目標）やサステナブルという言葉が頻繁に聞かれる。そこで用いられる「持続可能性（sustainability）」は、決して単なる現状維持ではなく、落ち込んでも復活する結果、成り立つ状況だが、この落ち込んでも復活するという概念が、「レジリエンス（resilience）」である。京都市は、近年、このレジリエンスとSDGsを市政運営の基本理念の一つに盛り込み、「京都市レジリエンス戦略」を二〇一九年に、またレジリエンス戦略を継承した「京都市SDGs未来都市計画」を二〇二一年に策定している。

レジリエンスは、一般に「強靱さ、回復力、復元力」等と訳され、生態学や心理学において、様々なダメージ

から立ち直る自然環境や個人や組織・集団の状態を表現する際に用いられてきた。

しかし、レジリエンスが、広く注目されるようになったのは、二〇〇一年の九・一一同時テロであり、その後、ハリケーンの被害や東日本大震災からの復興に関わって頻繁に用いられたため、一部では、災害やテロへの備えや復興に関する用語として、「頑強さ」に重なるイメージで、受け止められがちである。

しかし、レジリエンスは、実はそうした突然襲い来る物理的なショックだけでなく、気候変動、エネルギー問題、地域コミュニティの弱体化、経済格差の拡大、少子高齢化など、徐々に忍び寄り現代社会の様々なストレスへの対処においても、重要な理念となっている。

このショックとストレスの両側面に着目した米国のロックフェラー財団が、気候変動、都市への人口集中、グローバルizmといった喫緊の課題に対処するキーワードとして「レジリエンス」を取り上げ、世界の主要都市をネットワーク化するプロジェクトを二〇一三年に立ち上げ、三カ年かけて世界百都市を「レジリエント・シティ」として選定した中に京都市も選ばれたのである。

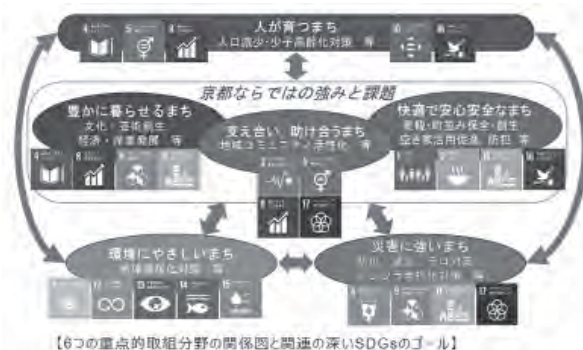
二 京都市レジリエンス戦略

京都市レジリエンス戦略では、六つの重点分野を設定している。そこでは、①地域コミュニティ、②文化・芸術、ものづくり、③景観・町並みといった京都の強みを維持しつつ、④人口減少に対応できることがレジリエン

の構築において不可欠であり、その結果として、⑤環境に優しく、⑥災害にも強いまちづくりが進められる将来の姿を提示している。

ここで重要なことは、様々な危機や課題、そして解決策は、決して個別に存在しているのではなく、各要素が密接に関係し、補完し合っており、施策の融合や、関係者の協力連携が不可欠であることに他ならない。

特に、地域コミュニティや文化・芸術、さらには景観・町並みを理念の中心に据え、それらを担う人が育つことを最重要視していることは、災害への備え、環境問題への貢献を考える上で、京都が世界に発信すべき特徴なのである。



「京都市レジリエンス戦略」を基本とした「京都市 SDGs 未来都市計画」の策定 (2021) ~ 「千年の都・京都発! SDGs とレジリエンスの融合しなやかに強く、持続可能な魅力あふれる都市を目指して」 ~

三 レジリエンス・SDGs と人権への視点

地域コミュニティは、元来、人と人の助け合いや世代を越えた支え合いによって形成されるものであり、併せて社会的経済的弱者への包摂的支援を必要とする。

特に、京都の地域コミュニティの根底にある「暮らしの美学」とも言うべき価値観や哲学は、実は、我が国の文化・芸術やものづくりの伝統、そして山紫水明の景観を含む自然への感謝やさらには畏敬の念に裏付けられたものであり、今日、経済性や利便性があまりにも重視され、格差拡大に向かいがちな社会において、一種のアンチテーゼでもあると言えよう。

加えて、京都市レジリエンス戦略においては、二〇一五年に国連サミットで採択されたSDGsの推進についても、レジリエンスの構築と車の両輪として取り組んでいくことを宣言している。

SDGsでは、貧困、飢餓、福祉、教育、ジェンダーなど、人権問題と密接に関わる課題も目標となっているが、社会の持続可能性を達成するためには、同じく目標に挙げられている平和や公正、パートナーシップをはじめ、格差是正や平等といった観点が不可欠となっている。

つまり、持続可能な社会であるためには、人権課題と真正面から向き合うことが不可欠であることに気づかせてくれる点にも、京都市のレジリエンス戦略の独自性が存するのである。

ドイツ・連邦司法庁訪問記



研究センター

プロジェクトチームリーダー

京都大学大学院法学研究科教授

毛利 透

私がリーダーを務める「インターネットと人権」チームでは、インターネット上の表現活動から生じる様々の人権問題を幅広く研究対象にしている。インターネットはグローバルな情報流通媒体であるため、当然ながら諸外国の法律や国際法上の規律も検討対象になる。日本で特に注目されている外国法の一つが、ネット上で一般人からの投稿を広く許す大規模プラットフォームに対して、名誉毀損やヘイトスピーチなど一定の違法表現の迅速な削除を義務づける、ドイツのネットワーク執行法（正式名称は「ソーシャル・ネットワークにおける法執

行の改善のための法律」）である。同法は、違法投稿を通報する苦情が寄せられた場合、プラットフォームに対して、明白に違法な投稿については原則二四時間以内に、その他の違法投稿については原則七日間以内に、削除するよう義務づけている。

同法は二〇一七年に制定され、翌年から本格的に施行されている。私は、同法施行から二年少したった二〇二〇年三月に、チームの松本和彦教授とともに、同法の執行を担当している連邦司法庁を訪問し、同法適用の実態について調査しようと考えた。担当課長にご快諾いただき、三月三日にボンにある連邦司法庁でインタビュー調査を行うことになった。しかし、二〇二〇年三月がどういう月であったか、読者の皆さんはお鮮明に記憶しておられるであろう。出発直前のメールのやり取りでは、なお訪問に問題はないとの返事をもらっていた。だが、新型コロナウイルスがイタリアで爆発的に拡大しているという不吉なニュースに接しつつ飛び立った私に対し、まさにフライト中に緊急のメールが発信されていた。結局訪問調査はキャンセルされてしまい、ボン市内

での電話インタビューということになった。今ならば、じゃあオンライン会議にしましょうとなるところだが、時代はなお「コロナ前」だったのである。訪問調査キャンセルへの落胆と、それをもたらした、世界を覆いつつある病魔への漠然たる不安を抱えながら、松本教授とライン河畔をかなり長く散歩したことをよく覚えている。

連邦司法庁の方は、書面での質問に詳しい回答を寄せてくださったし、電話インタビューでも有益な情報が得られた。それでも、やはり心残りがあった。しかも、その後ネットワーク執行法には、連邦司法庁の権限拡大を含むかなり大きな改正がなされた。幸い私は、ようやく国際交流が本格的に再開され始めた二〇二二年八月から九月にかけて、ドイツのフランクフルトに四〇日ほど滞在する機会を得た。そこで、再度連邦司法庁に訪問調査を依頼したところ、前回と同じ方が快諾してくださった。そして、九月六日に、ついに同庁の建物内での調査を実現することができたのである。お互いメールのやり取りは何度も繰り返してきたため、向こう側も「ようやく会えましたね」という感じであった（はず）。

二度にわたる調査の内容について詳しく説明する余裕がなくなってしまった。ネットワーク執行法がプラットフォームに厳しい削除義務を課しているという理解は、もちろん間違っていないが、しかし同法のねらいを的確に表しているとも言いがたい。個別の削除義務違反は、過料による制裁の対象とはされていない。同法は、何よりもプラットフォームに対し、違法表現に対して有効な対処を行えるような体制を整えることを求め、その実態を公表するように求めている。連邦司法庁も、プラットフォームの個別の判断を監督するというよりも、それが法の条件に合った体制を構築し、削除の実態をごまかさずに公表しているか否かを見ている。プラットフォームの自由を尊重しつつ、違法な表現による弊害にも有効に対処しようとする工夫が見られると言っている。このような知恵の働かせ方を見ることができたことが、二度のボン訪問の収穫であったといえる。なお、同法についての私の詳しい分析は、判例時報二五四三・二五四四合併号に論文として掲載されている。

ヘイトスピーチ条例に基づく 「氏名又は名称」の公表について



センター研究員
神戸大学大学院法学研究科教授

島村 健

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）二条で定義される「ヘイトスピーチ」が行われた場合、市長は、表現内容の拡散を防止するために必要な措置をとるとともに、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すること、表現内容の概要、拡散防止措置並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表することとされている（条例五条一項）。「氏名又は名称」の公表は、制裁を目的とするものではなく、「大阪市がヘイトスピーチは人権侵害であり許さないという姿勢を対外的に示し、社会的な批判を惹起しその抑止につなげる」ために行われるものであるとされる（「大阪市ヘイトス

ピーチへの対処に関する条例」の解説及び審査の実例）。

団体の構成員たる自然人が表現活動を行った場合には、当該表現活動が団体の行為と評価されるのか、自然人の行為と評価されるのかという点が問題となる。「氏名又は名称の公表を含む」拡散防止措置等は、表現の内容に関する規制を伴うもの」（大阪地判令和二年一月一七日判例地方自治四六八号一一頁）であるから、表現活動行為の帰属についてどのように判断するかという点は、氏名又は名称を公表される個人又は団体にとつては重大な問題である。この問題については、以下のようなアプローチがありうると思われる。

第一は、表現活動者は物理的に言えばすべて自然人であるので、表現活動を行った個人の氏名が判つていような場合には、原則として自然人の氏名を公表すべきであるという考え方である（自然人優先アプローチ）。例外として、発言者の氏名は判明していないが、団体の名称が明らかである場合、あるいは、街頭での表現活動をインターネット上にアップロードする際に団体名義でアップロードしているような場合には、団体の名称を公表することが考えられる。他方、このアプローチをとる場合には、たとえば、①団体が決定した表現内容を個人が読み上げているにすぎないような場合に個人の氏名を

公表することが妥当か、②ある団体に属する複数人がヘイトスピーチを行ったが、そのうち一部の者だけ氏名が知られている場合に、その者だけが氏名を公表されるのは不公平ではないか、という点が問題となろう。

第二は、表現活動が団体に帰属すると考えることができる場合には、原則として団体の名称を公表するというアプローチ（団体優先アプローチ）である。団体が団体としての実体を有しているか、表現活動が団体の活動として行われているか、という点についての認定が必要となる。このアプローチをとると、発言した者の氏名の全部又は一部が不明であっても、団体に表現活動を帰属させることができれば、団体の代表者に対し、意見表明の機会を付与すれば足りる（条例九条二項は、表現活動者に対して意見表明の機会を与えなければならないと規定している）。表現活動を個人に帰属させようとする場合には、氏名不詳の表現活動者の氏名を、できる限り探索し続けなければならないが、団体優先アプローチをとると、この手間をかなり省くことができる。

第三は、条例の二つの趣旨、すなわち、①市民への情報提供による啓発、②ヘイトスピーチの抑止という観点から、個人の氏名とするか団体の名称とするかを事案に応じて判断するというものである（条例の趣旨アプローチ）。

た。たとえば、団体としての活動がなおも継続している場合には、団体の名称を公表する必要性が高い。他方、当該団体が、公表時点で活動を停止しているような場合や、団体の構成員である特定の個人が活発にヘイトスピーチを行っているような場合には、個人の氏名を公表する意味が大きいであろう。なお、表現活動者個人の氏名と個人が帰属する団体の名称のいずれかが判明している場合には、「又は」の文言には反するが、氏名と名称の双方を公表することが認められてもよいのではないかと思われる。

団体の名称、個人の氏名のいずれを公表すべきかという点は、大阪市の条例だけでなく、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例一五条一項に基づく公表を行う場合にも問題になるであろう。以上に掲げたいずれのアプローチをとるべきかについて立ち入った検討する紙幅はないので、本稿では論点の指摘にとどめる。

*本稿執筆時点で、筆者は大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員を務めているが、本稿の内容は、筆者の個人的見解にすぎない。

アメリカの強制収容所での 日系移民調査と部落差別



センター研究員

大阪公立大学

人権問題研究センター准教授

廣岡 浄進

一九四一年一二月の真珠湾攻撃により日本がアメリカ合衆国と開戦すると、当時のトルーマン大統領は翌々月の四二年二月一九日に日本人移民とその子孫であるアメリカ市民を「敵性外国人」とする大統領令に署名し、アメリカ政府は太平洋沿岸部に居住する日系移民一二万人以上を対象とする強制収容政策を開始した。当時も被収容者の中から抗議の声があがったが、戦後になって公民権運動に刺激された三世を中心にリドレス運動が展開され、一九八八年にはレーガン大統領が公式に謝罪するとともに補償や教育をおこなうための法律に署名し、続くブッシュ大統領のもとで補償が実現し、今では政府が史跡の保護や学校教育や社会教育に責任を負っている。ちなみに、この謝罪はそのとき限りのものではなく、国立公園局は先住民居留区内に建設された強制収容所の跡地保存や調査公開を担っており、バイデン現大統領も毎年

この節目に連邦政府の公式謝罪を再確認する声明を発表しており、今年はローマ字で「Nidoro Nat'Yoni」と表明している。ロサンゼルスでは全米日系人博物館が一九九二年に開館している。

筆者は昨年九月までの一年弱、一三校を擁するカリフォルニア州立大学のひとつであるサンフランシスコ州立大学の外国人訪問研究者として滞在の機会を得た。大学の構内には当時収容された日系二世学生の名前を銘記した「記憶の庭」(Garden of Remembrance)があり、二月一九日前後には教職員と学生の有志でささやかな集いを持っている。ちなみにこの大学は一九六八年の学生ストライキの要求を受けてエスニック・スタディズ学部を設置しており、

学生会館にはカリフォルニア州で移民の農業労働者のストライキを率いたシーザー・チャベスの名を冠し、その前庭がマルコムXブラザ、つまりに一九六五年に暗殺された黒人運動の活動家にちなんだ命名である。これは、サンフランシスコの都市圏であるベイエリア



サンフランシスコ州立大学の日本庭園

のオークランド市で一九六六年に結成されたブラック・パンサー党がマルコムXからも強い影響をうけたからだろう。学内では、「ブラック・ライブズ・マター」の呼びかけに連帯を示して大学として反差別の姿勢を明らかにしている掲示物が目に入る。

脱線ついでに述べると、この大学の学風だからというだけではなく、アメリカ合衆国の国の祝日のひとつが公民権運動の指導者キング牧師の記念日である。二〇二一年には六月一九日を奴隷制廃止記念日として国の祝日に追加した。LGBTQの祭典として知られるプライド・パレードはサンフランシスコの年中行事として多くの観客を集める（かつては集会を弾圧する側だった警察までもがパレードを歩き手を振る。シリコンバレーの大企業の協賛にはさまざまな意見もあるだろうが官民挙げての大イベントである）。もちろん、差別を背景とする深刻な犯罪は後を絶たないし、あるいはそれだからこそか、公共の場で強いメッセージが打ち出され、さらにその不十分さが「構造的人種主義」などの概念を用いながら指摘される情況がある。

閑話休題。強制収容所運営のために設置されたWRA（戦時転住局）は、被収容者の抵抗に直面したためもあつてか、管理体制の改善の参考にするためとして収容所内で大規模な調査をおこない、西海岸の名だたる大学の社会学や人類学の研究者たちを投入した。

この調査プロジェクトの初めての集まりでは、一九四二年九月一日にハワイ生まれの日系二世の女性人類学者が収容された日系人の文化的背景について報告しており、琉球人（沖縄県人）とならんで部落民にたい

する差別があること、結婚に反対された日系二世がハワイ内航船から身投げした一九三八年の心中事件について触れている。記録からは部落差別も調査者の関心の的であったことがうかがわれ、収容所内やあるいは従軍する二世兵士の間で、複数の人物が部落民であると名指しで噂されていたことや、どのような差別が戦前あるいは収容後にあったのかが聞き取られている。しかし、すでに与えられた紙幅も超えているのでここでは詳細を紹介できない。

一連の調査の全容はまだ明らかではないが、ルース・ベネディクトの日本文化論『菊と刀』も、これらの調査の成果を利用して知られている。戦後の日本占領政策にどう関わるのかについては解明の途上ではあるが、アメリカが占領開始以前に日系人強制収容を通じて部落差別について具体的に把握していた事実は検討に値するだろう。



マンザナー強制収容所跡

英国における学校内 ソーシャルワーカー配置の試行



研究センター研究員
京都産業大学現代社会学部教授

惣脇 宏

○スクールソーシャルワーカーの重要性と配置の課題

二十世紀のはじめに米国で取組が始まったスクールソーシャルワーカーは、現在では多くの国に広がり、子どもの権利擁護に重要な役割を果たしている。

日本のスクールソーシャルワーカーは、先行的な取組の後、全国的に行われるようになったのは、二〇〇八年に始まる文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業による。二〇一四年には政府の「子供の貧困対策に関する大綱」に位置づけられた。二〇一七年にスクールソーシャルワーカーは「児童の福祉に関する支援に従事する」ことを職務とする学校

の職員として学校教育法施行規則に規定され、子どもの貧困対策だけでなく、いじめをはじめとする問題行動の防止や不登校への対応、あるいは児童虐待への対応など、さまざまな面で重要な役割を果たしている。

二〇一九年の新たな「子供の貧困対策に関する大綱」においては、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すこととされ、政府の予算では、すべての中学校区に配置することとされている。しかし、その内訳は週一回三時間であり、週二〜三回の重点配置も行われているが、一部に留まる。また常動化は研究課題とはされているものの、制度的な実現の見通しは立っていない。

○英国の教育ソーシャルワーカー

英国では就学督促官を前身とする地方当局の教育福祉官が、出席督促の権限を有しつつ、スクールソーシャルワーカー的職務を行っている。ソーシャルワーカーの資格を有する教育福祉官も多く、教育福祉官から教育ソーシャルワーカーに職名を改めた地方当局もある。学校独自にソーシャルワーカーを配置しているところもみられるが、学校内へのソーシャルワーカーの配置は必ずしも一般的ではない。

一方、地方当局の子ども家庭ソーシャルワーカーと学校との連携については、十分でないと考えつつも、協働の必要性は常に強調されてきた。特に、二〇〇二年から一〇年までの間は、学童保育などを含む拡大大学校事業が実施され、学校におけるソーシャルワーカーの役割は一層重視されるようになった。

○学校内ソーシャルワーカーの試行

その後、早期支援や多機関協働等に関する二つのレビューがあり、二〇一七年に子どもソーシャルワーカー法が制定された。二〇一八年に教育省は *What Works for Children's Social Care (WCCSC)* に資金を提供して学校内ソーシャルワークの試行を、三つの地方自治体の三七校に二人のソーシャルワーカーを配置して行った。WCCSCは、エビデンスを産出し普及するための仲介機関として二〇一八年に創設されている。

試行の評価はカーディフ大学のチームによって行われ、学校内ソーシャルワーカーの効果に関するロジックモデルが作成され、二〇二〇年の報告書によると、学校内における早期支援・予防的支援が有望であることが示唆され、試行の規模を拡大することが提言され

た。

これを受けて試行は、二〇二〇年に二一自治体二九一校に拡大された。拡大後の試行は、対象校をソーシャルワーカーを配置する学校と、しない学校にランダムに割り付け、早期支援により、措置に至る事例が減少するかどうかをはじめ、ニーズの評価、ケアの日数、出席率、学力調査などのアウトカムを測定するという、ランダム化比較試験の方法で評価が行われた。

この試行は二度にわたり延長がなされていたが、二〇二三年三月末に公表された報告書では、教師やソーシャルワーカーから前向きな反応があったものの、措置を受ける子ども数の減少という効果は残念ながら検出できなかったとされている。このため、学校内ソーシャルワーカーを制度的に全国展開することには、当面ならないと考えられるが、学校を基盤とした家庭支援の必要性は関係者間で認識されているため、今後ともさまざまな試みが行われるであろう。

なお、この試行は、効果についての実証実験であるが、その他の課題として、資源制約のもと、教育福祉官や子ども家庭ソーシャルワーカー全体の配置の問題や、学校内にソーシャルワーカーを配置する場合に、独立性が保てるかなどの課題も考えられるであろう。

社会調査における 性別聴取の現状とこれから



研究センター研究員

国立社会保障・人口問題研究所
人口動向研究部第2室長

釜野 さおり

最近関わった大学教員 (<http://id.nih.ac.jp/1217/00018606/>) および小中高教職員 (https://khrior.jp/news/newsdetail_2023_01_30_post_43.html) 対象の性的マイノリティについての意識調査において、回答者の性別をたずねる問いを含めたところ、「このアンケートでこの問いがあることに納得できないので答えない」「アンケートの趣旨からして項目が不適切」「このアンケートで性別きくんですね」「性的マイノリティのアンケートですよね?」など、調査が性的マイノリティを扱うものであるにも関わらず、性別の問いが含まれていることへの批判的意見が寄せられた。これらの意見表明は、学校教員の間では「調査で性別を聴取しないことが、性的

マイノリティへの配慮である」という認識が広まっている可能性を示している。

二〇二二年四月、内閣府において「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」が設けられ、筆者も構成員として参加した。各種申請書類、履歴書、入学願書などの性別欄に加え、統計調査等における性別聴取に関しての検討がなされた。WG設置の背景には、ジェンダー統計の拡充が必要であるにも関わらず、上記でみたように、性別欄・項目は「なくすべき」との考えが浸透することで、性別データが得られなくなることへの懸念があった。七回の会議を経て、内閣府から「基本的な考え方」が公表された (<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg/seibetsuran/index.html>)。この考え方を匿名性とプライバシーが守られている社会調査に当てはめると、性別と各種事象との関連性の有無やその詳細を示すためには、性別をたずねてジェンダー格差を捉えることが必要だが、その際に差別的であったり不快感を生じさせたりするリスクを最小限にすることが不可欠であると言えよう。

では、調査で性別をたずねる際、どのような質問を用いればよいのだろうか。内閣府の「基本的な考え方」には、国として専門委員会を立ち上げて検討する必要があるとの意見も記されたが、未だ実現の気配はない。筆者は、ジェンダー統計が、性的指向と性自認のあり方(S

OGI)も含めた多角的なものであることが望ましいと考えているため、男女、シスジェンダーとトランスジェンダー、トランス女性とトランス男性、無性愛者と同性的愛者、両性愛者とトランスジェンダーなどの比較集計を可能とするデータと調査方法のノウハウの蓄積を目指して研究を進めてきた (<https://www.ipss.go.jp/projects/j/SOGL/index.asp>)。性別の問うことについては、出生時の性別、現在の認識がそれと同じか、同じでない場合どの性別だと認識するかをたずねる3ステップ方式を推奨する (Hiramori & Kamano 2020)。

また、3ステップ方式の導入が難しく、一つの問いで性別を捉える場合も、選択肢や質問文の検討が必要である。各都道府県で実施された最新の調査(県政アンケートなど)を二〇二二年八月末にレビューした結果、二九都道府県で男女以外の選択肢が用いられていた。内訳は「その他」10、「無回答」5、「回答しない」2、「答えたくない」4、「その他」と「回答したくない」または「答えたくない」を含むものが6、「男性、女性、()」1、記入欄()のみを設けたものが1であった。また、回答者の自認する性別をたずねているものが4件あった(https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/sidai/pdf/wg07_4.pdf)。

上記の調査のレビューからわかるように、現状では、男女以外の各種選択肢や従来と異なる質問文が、回答者

にどのような印象を与えるのか、回答に影響はないのかといったことが確認されないうまま、調査で用いられている可能性がある。筆者が実施・同席したヒアリングや、非公式な場での性的マイノリティ当事者からの意見を踏まえると、選択肢「その他」は、除け者にされた気持ちを生じさせるなど、印象は良くない。「無回答」は、データ処理上、回答がない場合に使われるため、適切ではない。「答えたくない」「回答したくない」は、調査への否定的な感情の表明として選択される場合もある。事実、この選択肢を選ぶ人は他の項目での無回答も多い。一部の回答者からは、性別のどの側面がたずねられているか(自認、戸籍性など)を明確にすることも望まれている。

こうした知見の蓄積を目指す研究が、民間のシンクタンクや筆者らの研究チームにおいて行われている。調査を実施する際は、周囲の専門家に性別の聴取方法についての最新情報をたずねていただけたら幸いである。

Hiramori, Daiki & Saori Kamano, 2020. Asking about Sexual Orientation and Gender Identity in Social Surveys in Japan: Findings from the Osaka City Residents' Survey and Related Preparatory Studies. *Journal of Population Problems*, 76 (4): 443-466.

「人権デューデリジエンス」の義務化 サプライチェーンでの人権保障という 実効性からの問題提起



研究センター研究員
大阪経済法科大学国際学部教授

菅原 絵美

国内外での「ビジネスと人権」への関心の背景のひとつに、人権デューデリジエンスを義務化する国内法（以下、人権D D法）の制定がある。人権D D法は公正な競争環境（a level playing field）を実現するために必要であるとされるが、内容次第では立場の弱い中小企業へのしわ寄せ等が懸念される。そこで、筆者はプロジェクトチーム5において、サプライチェーンにおける人権保障の観点から人権D D法を検討してきた。英国現代奴隷法（グロープ108号（二〇二二年一月））に続き、本稿ではドイツサプライチェーン・デューデリジエンス法（以下、SCDD法）および強制労働製品に対する輸出入規制を取り上げる。

一、ドイツサプライチェーン・デューデリジエンス法 SCDD法の制定はドイツ政府による国別行動計画（以下、NAP）での提案に基づいている。EUからNAP策定が要請されると、ドイツ政府は企業、労働組合、市民社会を運営側に迎えてNAPを策定した。そのなかで、政府は二〇二〇年までにドイツを拠点とする従業員数五〇〇人以上の企業の五〇%においてデューデリジエンスが未実施ならば、立法等さらなる措置を講ずることを提案した。期限までに企業の実施率は一三、一七%程度であったことから法案作成が開始され、二〇二一年六月にSCDD法が成立し、二〇二三年一月に施行された。

本法において、ドイツに拠点を置く一定規模以上の企業は、人権および環境に関するデューデリジエンスを実施する義務を負う。特徴として、第一に、国内人権基準ではなく国際人権基準（自由権規約・社会権規約・ILO条約）が設定されていること、第二に、企業の義務として人権方針およびデューデリジエンスに加え、是正措置および苦情手続の設置が含まれていることがある。そして、第三に、企業の義務は自社グループや一次サプライヤーに及ぶのもちろん、二次以降のサプライヤーにも及ぶことである。履行確保に関しては、政府による報告審査やモニタリングのほか、義務違反に対しては公共調達からの排除や行政罰を通じた制裁が規定されている。一方、民事手続では国内労働組合またはNG

〇に当事者に代わって訴訟を提起する権限を授権するに留まり、義務の違反による民事責任は発生しない。

ところで、本法に対しては内容への批判や実効性への疑問が続いている。本来は、ステークホルダー間での建設的な対話による解消が期待されるところであるが、企業のサプライチェーン上の責任をどこまで義務化するかについて一歩踏み込んだ議論の機会も時間もなかったことが影響している。

二．強制労働製品に対する輸出入規制

ILOでは、その国際労働基準を実現するために加盟国での国内実施が重視されてきたが、「ビジネスと人権」への国際的関心を受けて、サプライチェーンでのデューデリジエンスを通じた域外的実施も射程に含まれるようになった。一九三〇年の強制労働条約（第二九号）の現代化である二〇一四年議定書では、起草過程での指導原則を援用した政労使議論を経て、強制労働を防止する措置として企業によるデューデリジエンスの支援が明記された。議定書では見送られたサプライチェーンへの視点は、二〇一六年国際労働総会「グローバル・サプライチェーンにおけるディーセント・ワークに関する決議」により加盟国に求められるようになった。二〇一八年ILO強制労働報告書では、サプライチェーンでの予防や企業によるデューデリジエンスの確保に加え、企業の強制労働への関与を禁止する立法措置な

どが挙げられるようになった。

このように強制労働の防止としてサプライチェーンを含む企業のデューデリジエンスを求める立法措置が期待されるなかで、中国新疆ウイグル自治区での強制労働への関心の高まりを背景に、米国やEUにおいて立法化の動きがでてきた。米国では、二〇〇五年から児童労働・強制労働による製品リストが公表されてきたが、二〇二〇年に「新疆サプライチェーンビジネス勧告」が発表され、二〇二一年にはウイグル強制労働防止法が制定・施行（三条は二〇二二年施行）された。これは新疆ウイグル自治区を焦点として強制労働に基づくことを推定し、商品（個別品目指定なし）を包括的に輸入禁止するものである。一方、EUでは二〇二一年に「サプライチェーンの強制労働リスクに対処するガイドンス」を発表、二〇二二年には強制労働製品の上市・輸出を禁止する規制案が発表された。規制案での企業のデューデリジエンスの内容は、先立って発表されたコーポレート・サステナビリティ・デューデリジエンス指令案に基づくことが明記されている。

強制労働の禁止はILOの中核的労働基準とされ、企業を含めた国際社会の共通基準として普遍性が認められてきたが、中国新疆ウイグル自治区のみが強調される政策が展開されれば、国際政治を背景に、普遍性への疑問につながり、サプライチェーンにおける人権保障の実効性を損ねてしまうのではと懸念される。

「身体」から考える人権

(誌上ワークショップ)



穀雨企画室 代表

渡辺 毅

二〇二二年十一月七日、人権大学講座でワークショップのファシリテーターを務めました。テーマは「『身体』から考える人権」。

身体に障がいをもたない人は、身体障がいを四肢機能、視覚、聴覚等の〈欠損〉と捉え、〈不自由〉で〈気の毒〉、などと考えがちです。けれども、果たして身体障がい者は〈気の毒〉なのか。〈不自由〉だとしても、それは社会が障がいをもたない人を基準につくられているためではないのか。そもそも、歩けない／見えない／聴こえないは〈欠損〉なのか。この問いを出発点に、「障がい」の捉え方を再考してみたいと考えました。

最初のアクティビティは、「口パク」伝言ゲームです。

参加者は七・八人ずつ縦列になり、示された言葉を、先頭から「口パク」で列の後ろへ順々に伝達していきます。唇の動きから言葉を読み取って次の人に伝えるのです。まずは人名。どの列も伝達は難航。最後尾の人が、最終的に読み取った人名を発表しました。「オダギリジョー?」「ヨサノなんとか?」。正解は「与謝野晶子」でした。

次は短文の伝言。難易度は上がります。「お風呂に入りました」「ご苦労さまです」。正解は「動物園に行きました」。これを見ごとに伝達しきった列がありました。拍手です。

ある世代以上の聴覚障がい者は、ろう学校で手話の使用を禁止されていたそうです。そして相手の唇の動きから言葉を読み取り、自分にも聴こえない声で喋る「口話法」を身につけました。そんな聴覚障がい者のスキルを疑似体験するのがこの伝言ゲーム。ただし唇の動きを読み取る難しさを実感するだけでなく、参加者には、なぜかつての聴覚障がい者は、聴こえないのに聴こえる人と「同じ」に見えるように会話することを求められたのか、そこを考えてほしいと伝えました。

次は「見えない」の疑似体験です。ゴールボールというパラスポーツがあります。視覚障がいをもつ選手が、球を転がし合ってゴールを狙う競技です。競技者は、球

に埋め込まれた鈴の音から球の転がってくる方向を察知し、体をすばやく横たえるなどして相手の投球がゴールに入るのを防ぎます。この競技にヒントを得て、「見えない」状況で音の方向を当てるゲームを考えました。

Aグループが横一列に等間隔に並び、位置を示す一から六等の番号札を首に下げます。Bグループが距離をとって向かい合わせに並び、目隠しをします。Aの中の一人がマラカスを鳴らし、Bの人たちは音が一から六のどの方向から聴こえてきたか、番号を答えます。正解した人数がチームの点数です。二回戦では、Aの全員が鈴などの鳴り物を一齐に鳴らし、Bの人たちがその中からマラカスの音の出処を聴き分けて番号を答えます。すべてのグループが、音を鳴らす側、聴き分ける側を体験するまで、ゲームを繰り返しました。

グループで点数を競い合い、なかなかの盛り上がりでしたが、感じてほしかったのは見えない〈不自由〉ではありません。「見える」私たちは音の出処さえもつい目で確かめようとしませんが、それとは異なる「見えない」身体感覚で、音量や音質、音の方向まで感受し、社会に適應している人たちがいる。そのことに、改めて気づいてほしいと思ったのです。

最後に実施したのは、自分が生まれつきの視覚障がい者だと仮定して名所訪問記を綴る、というアクティビ

ティ。訪問する名所をグループごとに決め、「見えない」人が訪ねて何をどう感じるか、想像して話し合い、訪問記にまとめます。例えば訪問先を清水寺にしたグループ。「産寧坂には若い男女の声。方言も聴こえる。修学旅行生かな？ 下駄の音がするのは着物を着ているのかな？」。これには「下駄から着物を連想するのは、見る人の発想では？」との意見も。訪問先を錦市場にしたグループは、「味見の爪楊枝を渡されて、食べたらずきのお漬物」。これには私が「食べる前に何かが判らないのは不安じゃないかな？ 実際の視覚障がい者に訊いてみたいですね」とコメントしました。

聴こえない／見えない。それもまた、社会を感受する、れつきとした一つのありようです。〈欠損〉ではなく、聴こえる／見えると比べて劣っているわけでもなく…。そんなことを、この楽しいワークショップを通じて参加者の皆さんが感じ取ってくれたのだとしたら、私としてはうれしい限りです。



◆研究部門の紹介(二〇二三年四月一日現在・五十音順)

所長 坂元 茂樹(神戸大学名誉教授)

○プロジェクトチーム一(インターネットと人権)

リーダー 毛利 透(京都大学大学院法学研究科教授)

専任研究員 松村 啓志

嘱託研究員 角松 生史(神戸大学大学院法学研究科教授)

島村 健(神戸大学大学院法学研究科教授)

杉木 志帆(香川大学教育学部講師)

曾我部真裕(京都大学大学院法学研究科教授)

中村 知里(関西大学法学部准教授)

成原 慧(九州大学法学研究科准教授)

松本 和彦(大阪大学大学院高等司法研究科教授)

○プロジェクトチーム二(共に生きる地域研究の可能性)

リーダー 井岡 康時(奈良大学文学部教授)

小林 文広(同志社大学文学部教授)

専任研究員 中川 理季

嘱託研究員 秋元 せき(京都市歴史資料館歴史調査員)

小林ひろみ(奈良県立図書館会計年度任用職員)

関口 寛(同志社大学人文科学研究科准教授)

廣岡 浄進(大阪公立大学人権問題研究センター准教授)

山内 政夫(柳原銀行記念資料館事務局長)

○プロジェクトチーム三(子どもの人権)

リーダー 山野 則子(大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授)

専任研究員 有江ディアナ

嘱託研究員 呉 永鎬(鳥取大学地域学部准教授)

川上 泰彦(兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授)

惣脇 宏(京都産業大学現代社会学部教授)

田中 宏樹(同志社大学大学院総合政策科学研究科教授)

村井 琢哉(NPO法人山科醍醐こどものひろば理事長)

村上 正直(大阪大学名誉教授)

○プロジェクトチーム四(性的マイノリティと人権)

リーダー 風間 孝(中京大学教養教育研究科教授)

専任研究員 堀江 有里

有田 啓子(立命館大学生存学研究所客員協力研究員)

釜野さおり(国立社会保障・人口問題研究所人口動向研

究部第二室長)

熊本 理抄(近畿大学人権問題研究所教授)

小門 穂(大阪大学大学院人文学研究科准教授)

新ヶ江章友(大阪公立大学人権問題研究センター教授)

水野 英莉(流通科学大学人間社会学部教授)

○プロジェクトチーム五(ビジネスと人権)

リーダー 吾郷 眞一(九州大学名誉教授)

専任研究員 井上 良子

嘱託研究員 植田 健一(つばさ社会保険労務士事務所社会保険労務士)

定金 史朗(DT弁護士法人弁護士)

菅原 絵美(大阪経済法科大学国際学部教授)

高橋 宗瑠(大阪女学院大学教授)

三輪 敦子(関西学院大学SGU招聘客員教授)

(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長)

〔登録研究員〕

〔登録チーム一〕アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹(所長・神戸大学名誉教授)

阿部 浩己(明治学院大学国際学部教授)

※有江ディアナ

小畑 郁(名古屋大学大学院法学研究科教授)

北村 泰三(中央大学名誉教授)

齋藤 民徒(関西学院大学法学部教授)

※杉木 志帆(香川大学教育学部講師)

徳川 信治(立命館大学法学部教授)

戸田 五郎(京都産業大学法学部教授)

中井伊都子(甲南大学学長・法学部教授)

西井 正弘(京大名誉教授)

初川 満(横浜市立大学医学研究科客員教授)

前田 直子(京都女子大学法学部教授)

水島 朋則(名古屋大学大学院法学研究科教授)

※三輪 敦子(関西学院大学SGU招聘客員教授
(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長)

※村上 正直(大阪大学名誉教授)

薬師寺公夫(立命館大学名誉教授)

〔登録チーム二〕近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的

研究

代表者 ※井岡 康時(奈良大学文学部教授)

※秋元 せき(京都市歴史資料館歴史調査員)

今村 壽子

梅田 千尋(京都女子大学文学部教授)

奥本 武裕(天理大学人間学部非常勤講師)

※小林 文広(同志社大学文学部教授)

※小林ひろみ(奈良県立図書館会計年度任用職員)

河内 将芳(奈良大学文学部教授)

重光 豊(京都市教育委員会総合育成支援課参与)

※関口 寛(同志社大学人文科学研究所准教授)

西山 剛(京都府京都市文化博物館学芸員)

※廣岡 浄進(大阪公立大学人権問題研究センター准教授)

※山内 政夫(柳原銀行記念資料館事務局長)

〔登録チーム三〕部落問題政策の形成に関する歴史社会学的研究

代表者

野口 道彦(大阪公立大学名誉教授)

※井岡 康時(奈良大学文学部教授)

石元 清英(関西大学名誉教授)

※小林 文広(同志社大学文学部教授)

白石 正明(佐賀部落解放研究所研究員)

※関口 寛(同志社大学人文科学研究所准教授)

田中 和男(種智院大学非常勤講師)

手島 一雄(大阪大学非常勤講師)

※廣岡 浄進(大阪公立大学人権問題研究センター准教授)

本岡 拓哉(同志社大学人文科学研究所(助教))

(登録チーム四) 京都における在日コリアンの歴史

代表者 水野 直樹(京都大学名誉教授)

※呉 永鎬(鳥取大学地域学部准教授)

杉本 弘幸(京都府立京都学・歴史館研究員)

高野 昭雄(大阪大谷大学教育学部教授)

鄭 祐宗(大谷大学国際学部准教授)

鄭 栄桓(明治学院大学教養教育センター教授)

盧 相永(関西学院大学経済学部非常勤講師)

藤井幸之助(NPO法人猪飼野セツパラム文庫代表理事)

同志社大学嘱託講師)

松下 佳弘

安田 昌史(同志社大学嘱託講師)

李 洙任(龍谷大学名誉教授)

(登録チーム五) 人権と教育

代表者 中島 智子(元プール学院大学教授)

岩槻 知也(京都女子大学発達教育学部教授)

上杉 孝實(京都大学名誉教授)

内田 晴子(関西大学人権問題研究室委嘱研究員)

岡田 敏之(京都市教育委員会総合教育センター
カリキュラム開発支援センター専門主事)

小泉 友則(立命館大学非常勤講師)

友永 雄吾(龍谷大学国際学部准教授)

野崎 志帆(甲南女子大学文学部教授)

古久保さくら(大阪公立大学大学院創造都市研究科准教授)

松波めぐみ(龍谷大学他非常勤講師)

山ノ内裕子(関西大学文学部教授)

(登録チーム六) ジェンダー平等と女性の人権に関する総合的研究

代表者 斧出 節子(京都華頂大学現代家政学部教授)

軽部 恵子(桃山学院大学法学部教授)

澤 敬子(京都女子大学現代社会学部准教授)

萩原久美子(桃山学院大学社会学部教授)

馬場 まみ(京都華頂大学現代家政学部教授)

※堀江 有里

マーサ・メンセンデイク(同志社大学社会学部准教授)

源 淳子

山口 真紀(神戸学院大学全学教育推進機構共通教育セ
ンター特任講師)

吉田 容子(弁護士)

(登録チーム七) 移住者と人権の研究

代表者 葉師寺公夫(立命館大学名誉教授)

※吾郷 真一(九州大学名誉教授)

※有江ディアナ

内田 晴子(関西大学人権問題研究室委嘱研究員)

小畑 郁(名古屋大学大学院法学研究科教授)

北村 泰三(中央大学名誉教授)

(無所属)

坂元 茂樹 (所長・神戸大学名誉教授)

※杉木 志帆 (香川大学教育学部講師)

徳川 信治 (立命館大学法学部教授)

戸田 五郎 (京都産業大学法学部教授)

西井 正弘 (京都大学名誉教授)

飛田 雄一 (公財) 神戸学生青年センター理事長)

古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)

前田 直子 (京都女子大学法学部教授)

水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

坂田 良久 (京都産業大学教職課程教育センター)

下坂 守 (京都国立博物館名誉館員)

菅澤 庸子 (大手前大学非常勤講師)

外川 正明 (京都教育大学名誉教授)

師岡 康子 (弁護士・早稲田大学非常勤講師)

矢野 亮 (長野大学社会福祉学部准教授)

山本 崇記 (静岡大学人文社会科学部教授)

吉田栄治郎 (公財) 郡山城史跡・柳沢文庫保存会研究員)

(注) 複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究員

2023年度 人権大学講座 開催日程

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
1	6月29日 (木)	開講式	13:30～13:40		
		シンポジウム	13:40～16:30	「ビジネスと人権」が変える21世紀における京都の企業活動	吾郷 眞一 井上 良子 定金 史朗 三輪 敦子
2	7月5日 (水)	講義	14:00～15:40	教育機会の格差－学校外教育費に注目して	田中 宏樹
3	7月24日 (月)	講義	14:00～15:40	近世京都東山の風景 ―「祇園」「清水」界わいの光と影―	下坂 守
4	8月2日 (水)	講義	14:00～15:40	古代・陸奥ブームへの系譜	菅澤 庸子
5	8月21日 (月)	講義	14:00～15:40	性的マイノリティと生殖医療	小門 穂
6	9月1日 (金)	講義	14:00～15:40	室町・戦国時代の祇園祭神輿渡御	河内 将芳
7	9月12日 (火)	フィールドワーク	14:00～16:30	ウトロ地区の歴史と現在	ウトロ 平和祈念館
8	10月24日 (火)	講義	14:00～15:40	国際人権を考える ―ジェンダーの視点から―	杉木 志帆
9	11月10日 (金)	講義	14:00～15:40	部落問題の現段階 ―ネット、ヘイト、地域社会	山本 崇記
10	11月21日 (火)	ワークショップ	14:00～16:00	ダイバーシティの練習問題	渡辺 毅
11	12月4日 (月)	講義	14:00～15:40	アメリカにおける日系人強制収容と部落差別	廣岡 浄進
12	12月19日 (火)	講義	14:00～15:40	ビジネスと人権：事業・業務と人権のつながりを考える	菅原絵美
13	1月19日 (金)	講義	14:00～15:40	1918年 米騒動から考える日本近現代史	高野 昭雄
14	2月2日 (金)	講義	14:00～15:30	ハンセン病差別の実相 ―ハンセン病施策検討会による最終報告書から―	坂元 茂樹
		修了式	15:30～15:40		

会場	シンポジウム		ウイングス京都 (中京区東洞院通六角下る)
	講義・ワーク ショップ	第2回～第6回	ハートピア京都 (中京区竹屋町通烏丸東入る)
		第8回～第14回	世界人権問題研究センター (下京区塩小路高倉東入る)
	フィールドワーク		ウトロ平和祈念館 (京都府宇治市伊勢田ウトロ51)

※世界人権問題研究センターの移転(本年10月)に伴い、第8回以降の会場が変わりますので、ご注意ください。

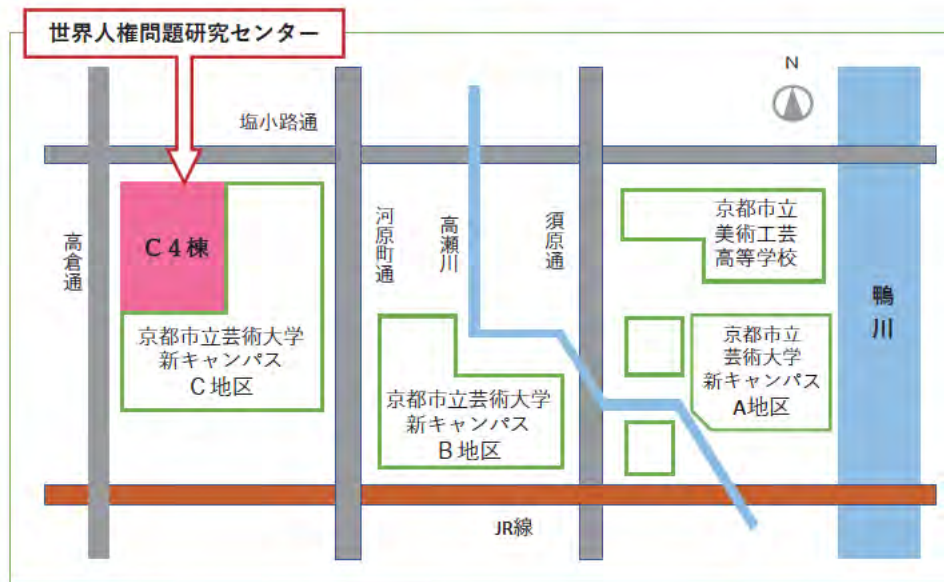
2023年10月

世界人権問題研究センターは京都市立芸術大学内に移転します！

10月2日（月）から業務をスタートします。

新たに京都市立芸術大学や地域と連携した
研究・事業に取り組んでいきます。

10月から人権大学講座の会場となります。



移転先 京都市立芸術大学 C4棟7階（京都市下京区塩小路高倉東入る）



公益財団法人世界人権問題研究センター

2023年度 人権大学講座 人権問題シンポジウム

「ビジネスと人権」が変える 21世紀における京都の企業活動

近年、企業活動において「ビジネスと人権」が重要なテーマになっています。2011年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されてから10年以上が経ち、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にとっても、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられています。

本シンポジウムでは、なぜ企業に人権尊重が求められるようになったのか、国際的な背景や経緯、国連の「指導原則」における企業の責任範囲、企業の具体的な取組み事例から人権 DD の実践方法まで、研究者・実務家（弁護士）のパネリストの報告をもとに、京都の企業にとって求められる視点や事例から学ぶことなど、具体的な課題について多角的に議論します。

6/29木
13:30～16:30
(受付開始 13:00)

京都市男女共同参画センター
ウイングス京都イベントホール
(京都市中京区東洞院六角下る御船山町 262 番地)

参加費無料

手話・要約筆記有

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

パネリスト

- 吾郷 眞一 世界人権問題研究センタープロジェクトチーム S リーダー
九州大学名誉教授
- 井上 良子 世界人権問題研究センター専任研究員
- 定金 史朗 世界人権問題研究センター研究員
D T 弁護士法人弁護士
- コーディネーター 三輪 敦子 世界人権問題研究センター研究員
アジア・太平洋人権情報センター所長



【アクセス】

- ・地下鉄「烏丸御池駅」5番出口より南東へ徒歩5分
- ・地下鉄「四乗駅」20番出口より北東へ徒歩5分

申込み

事前申込制（先着順）
定員 120名

申込期限：2023年6月22日（木）

電子メール、電話、FAXで申込みを受けます。
お名前と連絡先をお知らせください。

【お申込み・お問合せ】 世界人権問題研究センター事務局

E-mail: jinken@khrrl.or.jp

TEL: 075-231-2600

FAX: 075-231-2750

| 主 催 | 公益財団法人世界人権問題研究センター

| 共 催 | 京都市

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <https://khrrl.or.jp> [E-MAIL] jinken@khrrl.or.jp